

保健便り

H30.9.7
村岡小学校
保健室



独立行政法人日本スポーツ振興センター

* 「災害共済給付制度」手続き変更について

* 学校管理下で起こったけがなどに対して医療費等が給付される制度

4月11日発行の保健便りでお知らせしましたが、平成30年度4月より、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の手続きが変わりました。

- ①医療機関への治療証明書類は、保護者の方から記入依頼し、学校へ提出
- ②給付は、現金支給から保護者指定の口座へ振込

上記①②に加えて9月からは

- ③学校管理下で起こった傷病について医療機関を受診した場合、すべて窓口で立て替え払いをする

ということになりました。

* 変更前は、1,500円以上の場合に立て替え払いとなっていました。

スポーツ振興センター災害給付の対象となる場合は、①の手続きをお願いします。必要書類は学校からお渡しします。

対象にならなかった場合は、領収書・子ども医療費受給者証・保険証・印鑑をお持ちになり、すこやか内(②番入り口)福祉・児童課で払い戻しを受けることになります。【右図参照】

よろしくお願いします。

正しい爪の切り方は？

小学生になったら、少しずつ自分で爪を切るように練習してみましょう。



●切るタイミングは？

乾いた状態で切ると、割れたりヒビが入ったりすることがあります。お風呂上がりがベスト。爪がやわらかいため切りやすく、また清潔なので皮膚に傷がついたときの感染も防げます。

●切りすぎに注意！ 特に足のつめ

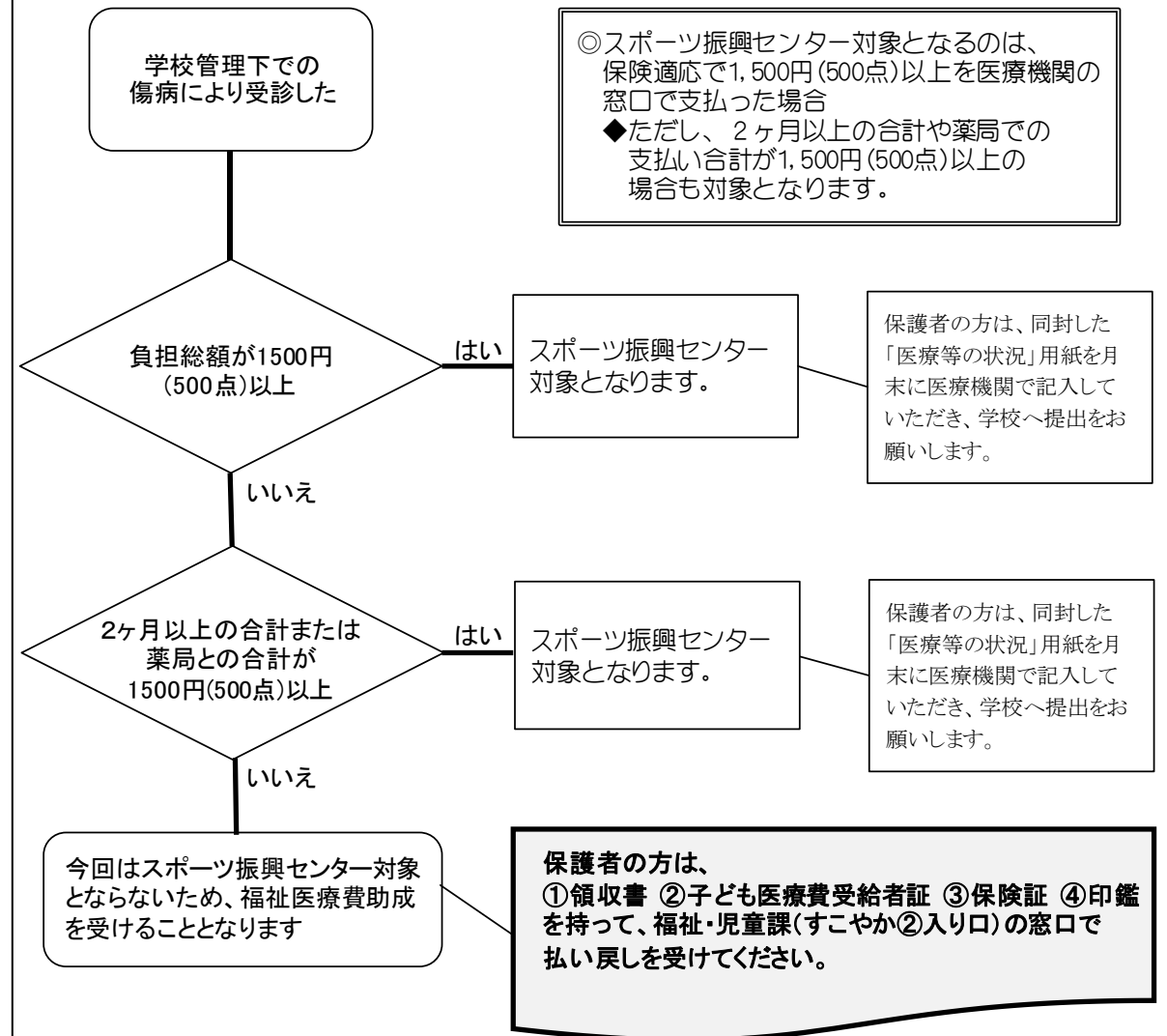
足の爪の切りすぎは、痛い巻き爪の原因になります。指先から爪がほんの少しだけはみ出るくらいの長さで、四角く切るのが正解です。



学校管理下傷病で受診した場合は、すべて窓口で立て替え払いとなります。

- ◆福祉医療費(子ども医療費他)助成の手続きはしないでください。
- ◆必ず領収書をお受け取りください。 * 払い戻しの場合、必要となります。

「スポーツ振興センター給付対象」か、「福祉医療費(子ども医療費他)助成対象」かを確認していただき、対応をお願いします。



◎スポーツ振興センター対象となるのは、保険適応で1,500円(500点)以上を医療機関の窓口で支払った場合
◆ただし、2ヶ月以上の合計や薬局での支払い合計が1,500円(500点)以上の場合も対象となります。

以下の項目に該当する方は、学校までお知らせください。必要書類等をお渡しします。

- ①調剤薬局で処方された場合
- ②はり師・きゅう師・柔道整復師(整骨院)で施術を受けた場合
- ③転医により複数の医療機関を受診した場合
- ④治療が翌月までかかり用紙がもう一枚必要な場合
- ⑤治療用装具を医師から治療上必要とされて購入した場合

本件担当
村岡小学校 土藏美幸
TEL 88-0025